

文書作成について（抄）

H27/3/1
by sugiyama

1 文体

- (1) 文体は、「である」体を用いる。
- (2) 文章は、できるだけ短く区切り、接続詞、接続助詞などを用いて文章を長くすることを避ける。1文は、70文字を目安とし、200字程度（4ないし5行）を目安に改行する。
- (3) 文章は、簡潔で、論理的な表現にし、文の飾り、あいまいな言葉、まわりくどい表現等はできるだけやめる。
- (4) 本文は、1文字分を空けて書き始める。本文の中で行を改めた場合にも同様とする。
ア 次のような語を用いる場合には、原則として、行を改めるものとする。
なお おって ついては しかし また したがって ゆえに 更に けれども よって
イ 次のような語を用いる場合には、原則として、行を改めないものとする。
ただし この その この場合

2 接続詞：原則として、平仮名で書く

おって かつ したがって ただし ついては ところが ところで また ゆえに
ただし、次の4語は、原則として、漢字で書く。 及び 並びに 又は 若しくは

3 見出し記号：項目を細別するときは、次の順序によって用いる。

ただし、項目が少ないときは、「第1」を省いて「1」から用いる。①や「i」は用いない。
第1 1 (1) ア (ア) a (a)

4 漢字表記をするもの

在り方（あり方）、既に（すでに）、直ちに（ただちに）、～に当たり（～にあたり）、～した上（～したうえ）、～の中（～のなか）、～の下（～のもと）、～を基に、（～をもとに）、～を始め（～をはじめ）、我が国（わが国）、来す（きたす）、し得る（しうる）、例えば（たとえば）、この度（このたび）、その都度（そのつど）、一つ（ひとつ）、取りまとめ（とりまとめ）、やむを得ず（やむをえず）、致します（いたします）

5 平仮名表記をするもの

とも（説明するとともに意見を聞く。） 【×】説明すると共に意見を聞く。
とお（次のとおりで。） 【×】次の通りである。
・・・てください（話してください。） 【×】話して下さい。
～のお（～の通り）：「銀座通り」、できる（出来る）、ただし（但し）、したがって（従って）、接続詞：「前例に従う」、～のおそれがある（～の恐れがある）、かつ（且つ）、めぐ（巡る）：「池の周りを巡る」、～してください（～して下さい）：「新聞を下さい」

6 用字・用語の使い分

- (1) 「者」と「物」と「もの」：「者」は法律上の人格を有するものを表す場合
- (2) 「その他」と「その他の」：前者は後に出てくる言葉と並列対等の関係で、後者は一部で例示

- (3) 「時」と「とき」と「場合」: 「時」は時間が問題になる場合のみ
- (4) 「越える」と「超える」: 後者は数量的限定をする場合に用いる。超過
- (5) 「から」と「より」: 前者は時及び場所の起点, 後者は比較を示す場合
- (6) 「別紙」と「別添」: 前者は文書の内容を別の用紙に記載, 後者は文書の内容の資料

7 「ら抜き言葉」は文法的に誤り

- × 食べれる・来れる・起きれる・見れる
 - 食べられる・来られる・起きられる・見られる
- ※ 「いまいち」「やっぱし」や「いいすか」などのような俗語や話し言葉は使わない。

8 同じ意味の言葉を重ねて使わない

- ① まだ未完成の建物 → 未完成の建物
- ② ～にしかすぎない → ～にすぎない
- ③ 最もベストの → ベストの
- ④ 約 1,000 人ほど → 約 1,000 人 / 1,000 人ほど

9 カギカッコで括った文には, 句点を打たない

- カギカッコ(「」)は, 1文の終わりと分かるので, 閉じカッコの前にも後にも句点を打たない。
- × 「特許法は, 面白いですね。」 「特許法は, 面白いですね。」
 - 「特許法は, 面白いですね」

10 法令用語

月(げつ: 期間を表すときの「月」は「げつ」と読む。禁錮六月(きんころくげつ))
 何人(なんびと) 責(せめ: 責ニ任ス=せめににんず) 瑕疵(かし: 「きず・欠点」の意)
 訴(うったえ; 訴えと同じ), 基く(もとづく; 基づくと同じ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 想到(当業者が容易に想到し得た) | 違背(手続違背) |
| 機序(どのような機序で) | 瑕疵(瑕疵がある) |
| 看過(相違点を看過した) | 挙げる(審決の挙げた理由) |
| 失当(前提において失当) | 齟齬(開示内容と齟齬する) |
| 想起(当業者の当然に想起する) | 疑念(効果に疑念が生じる) |
| 捨象(このことを捨象して) | 表象(表象を対象から切り捨てる) |
| 瑣末(相違点が瑣末なもの) | 遺脱(判断遺脱) |
| 是認(是認し得る) | 弁駁(弁駁書を提出) |
| 剽窃(剽窃的であって信義則に反する) | 遡及(出願日が遡及) |
| 立論(立論の前提を欠く) | 論難(立論の矛盾を論難する) |
| 善解(善解することも困難) | 呈示(先行技術を呈示するまでもない) |
| 恣意(主張は極めて恣意的である) | 相容れない(相互に相容れない技術であり) |
| 過程(出願過程にかんがみると) | 趨勢(業界の趨勢であった) |
| 射程(事案に射程が及ぶ) | 正解(引用例を正解しない主張で) |